

(協議事項)

放課後児童健全育成事業について

1趣旨

放課後児童健全育成事業について、来年度以後の方針がまとまりましたので協議するものです。

2経過

6月29日、教育関係者・青少年健全育成事業関係者・放課後児童健全育成事業関係者・地域関係者など15人で構成する放課後子どもプラン運営委員会(以下「運営委員会」といいます。)を設置し、以後11月20日まで、計5回の運営委員会を開催し、放課後児童健全育成事業の検討をしてきました。

3対象学年の拡大

平成21年4月から、全館6年生までの受入れを目指し、平成20年度はモデルとして6カ所の児童館・児童センター(以下「児童館」といいます。)、放課後児童クラブで受入れを実施します。

4放課後児童健全育成事業の施設整備について

児童館で実施している放課後児童健全育成事業について、継続利用児童数が70人を超えるところは、児童館での実施をやめ、70人を限度とする育成室を必要数備える専用施設(放課後児童クラブ室)を、原則として次の順位で整備します。

- (1) 余裕教室改修
- (2) 児童館が学校に接していて併設スペースがある場合は、児童館へ併設
- (3) 学校敷地内への新築
- (4) 学校隣接地への新築

5学童クラブ一本化方針について

従来の学童クラブとの一本化方針を改め、放課後児童健全育成事業の実施主体・運営内容などの多様性を認め、一本化は学童クラブが求めてきた場合に応じます。また、学童クラブに対しては、今後も国の制度の範囲で運営費の補助をします。

6今後の進め方

12月19日の運営委員会に報告するとともに、関係する児童館の保護者等に周知していきます。